

	分類1	要件に関わること		
	分類2	認定手続きに関わること		
	分類3	認定クラブの支援に関わること		
山形市認定クラブ認定制度 Q&A(6月8日現在)				
		質問	回答	備考
NO	分類1	要件に関わること		
1	1	地域クラブ活動に関する認定制度を導入した理由は何ですか。	認定地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら、中学生に対して継続的にスポーツ・芸術文化活動の機会を提供するものです。競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や安心・安全な活動環境づくりなどの質の担保等の観点から、国が示す認定要件にならない、山形市において認定を行う仕組みを構築し、認定を受けた地域クラブ活動を対象とし種々の支援をしていくこととしました。	
2	1	大会や練習試合等への参加により、休日の活動時間をガイドラインで定められた範囲内に収めるのが難しい場合があります。その場合も必ず活動時間等を遵守しないといけないのですか。	ガイドラインで定めた活動時間・休養日は、日常的な練習等を想定して設定しているものです。大会参加等の特殊な事情がある場合にまで厳密な遵守を求めるものではありません。ただし、そうした場合にも、生徒のバランスのとれた生活の確保や毎週のように大会やコンクール等に参加するなど過度な活動の防止等の観点から、適切な対応をお願いします。	
3	1	活動時間の「おおむね3時間(2時間)以内」の考え方を教えてください。	活動時間は、練習等の実働時間とそれに伴う準備、片付け等の時間を指します。「おおむね3時間(2時間)以内」とは、活動時間が多少超過したとしても、認定要件に反していることにはなりません。	
4	1	認定地域クラブに小学生から大人まで幅広い世代が入って活動することは認められますか。	様々な世代が交流して活動することが地域クラブのメリットの一つと考えますが、認定を受けるためには、あくまで山形市内の中学校に在籍する生徒を中心に活動する地域クラブである必要があります。	
5	1	学校の部活動にはない活動でも、認定を受けられますか。	山形市内の中学校の部活動にない種目でも、認定を受けることができます。	
6	1	営利を目的とする運営団体でも認定を受けられますか。	営利を目的とした運営団体は申請できません。営利を目的とする活動とは別に、地域クラブを運営することを検討している場合は、部活動地域展開推進室までご相談下さい。	
7	1	認定地域クラブで活動する場合、指導者への謝礼の適正な金額や謝礼の負担は誰がするのですか。また、会費の額の決め方や市として目安となる金額はあるのでしょうか。	指導者への謝礼の有無や金額は、クラブと指導者の契約で決めることになり、参加者からの費用負担を原則とします。会費の目安を国では、週1日月4回程度活動して1,000～3000円程度としています。競技の特性や地域の実情で多様な設定があると示しています。以上を参考に、適正な金額の設定に努めて下さい。	
8	1	地域クラブの代表者は、山形市民である必要はありますか。	主な活動拠点と活動場所が、山形市内である団体であれば代表者が山形市民である必要はありません。	
9	1	認定地域クラブの指導者は、日本スポーツ協会や競技団体の認定資格が必要ですか。	山形市では、市が定める研修を受講し、市に「受講報告書」を提出した指導者が指導に携わることを認定要件としております。また、山形市では、公認資格の保有を推奨しておりますが、認定要件とはしていません。	

10	1	山形市の認定要件4に「持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ、無視の行為を防止する観点から、原則として、指導者またはその補助を行う人材等、複数の物が携わること」とありますが、具体的にどのような人材が考えられますか。	「指導者」の他に「指導補助」や「見守り隊」などを想定しています。安全・安心な活動とするために各地域クラブで複数の人材が指導に関わることが望ましいと考えます。	
11	1	山形市の認定要件4に、「市が定める研修を受講する」とありますが、どのような研修を受講するのですか。	日本スポーツ協会のスポーツ指導者養成講習会で使用している動画などを活用して、市のHPから各クラブの指導者が都合の良い時間帯にオンラインで研修を受講できるようにいたします。	
12	1	山形市の認定要件5に「地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係を明確化していること」とありますが、具体的にどのようにすることか。	認定地域クラブ活動は、学校管理下外の活動となるため、活動中の生徒同士のトラブルや事故などは、認定地域クラブの管理責任において対応することになります。各認定地域クラブは「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」「V学校部活動及び地域クラブ活動等における事故防止について」に記載する事故防止策を講じ、生徒が安全・安心に活動に取り組めるように努めていただきたいと思います。	
13	1	地域クラブ活動で準備する「規約」には、どのような内容が記載されている必要がありますか。	山形市の認定要件6では、次の内容を含む規約を作成することとしています。「団体の目的、役員の選任・解任に関すること、総会の運営など団体の意思決定に関すること、会員の入退会、参加費等に関すること、予算・決算の審議・承認に関すること」以上です。規約等に基づき適切なクラブ運営を行って下さい。 尚、山形市文化スポーツ部 部活動地域展開推進室のホームページで、規約例が公開されておりますので、参考にして下さい。	
14	1	学校との連携は、山形市を通して行うのですか。	山形市を通す必要はございません。部活動の顧問などを窓口として、必要に応じて学校との適切な連携に努めてください。	
	分類2	認定手続きに関わること		
15	2	令和7年度まで山形市の委託を受けモデル事業として活動し、現在は、自走して活動しているクラブも認定クラブの申請を改めて行う必要がありますか。	改めて申請手続きをお願いします。	
16	2	新入生が加入する年度当初や新人チームに切り替わる時期に、クラブに所属している生徒数の変更が予測されますが、その都度「変更届出書」の提出は必要ですか。	クラブの入退部による生徒数の変更は、自然的に発生する事象のため、その変更は軽微な変更となり、「変更届出書」の対象とはなりません。 ただし、生徒数の変更により、活動自体に大きな変更が生じる場合又は休止せざるを得ない場合などは、該当する届出が必要となります。	

17	2	保護者が運営するクラブで既に活動しています。クラブ代表者が、毎年代わってもよいのでしょうか。	保護者会では、役員が毎年変わることが想定されます。したがって、クラブ代表者が、毎年代わってもやむを得ないと考えます。代表者は認定要件に関わることで、変更する場合は、変更する場合は、「変更届出書」を提出願います。	
18	2	認定を受けてから会費額を変更することは認められますか。	規約に基づいて、適切な手続きを取って変更することは認められます。会費額については、クラブの維持及び自立した運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費設定をお願いしています。会費額は認定要件に関わることで、変更する場合は、「変更届出書」を提出願います。	
19	2	中体連総体が終わるとすぐ、新人チームで活動することになります。山形市の認定をすぐうけることはできますか。	各クラブより申請を受けた後、提出された資料を基に各クラブの認定審査を行いますので、決定通知の発送まで多少お時間をいただきます。認定が決まらなくても各クラブで、必ず保険に加入するなど適切な安全体制を確保していただければ、活動していただいても構いません。	
	分類3	認定クラブの支援に関わること		
20	3	認定地域クラブの学校施設等の優先使用について、市の施設も優先利用できますか。また、学校施設の優先使用の申し込みは、どこにするのですか。	優先使用できるのは、市立中学校施設のみとなります。市の施設は、これまで通り中学生が使用する場合に、各施設で設定している料金となります。また、学校施設の優先使用の申し込みは、認定申請の折、所定の様式で山形市に希望を出すこととなります。	